

総務文教常任委員会委員長報告

(2 5 . 1 2 . 1 3)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、報告第 1 号 平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）所管分については、台風 1 8 号による災害対応に係る民生費の災害救助経費及び消防費の災害対策経費等の増額補正予算を地方自治法第 1 7 9 条の規定に基づき専決処分したものであり、採決の結果は別段異論なく全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第 1 号議案 平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）所管分について、その主な内容は、7 月 1 日に施行された職員の給与を減ずる条例の改正等に伴う各費目の職員人件費の補正のほか、総務費では公共施設マネジメントに係る調査実施に伴う企画推進経費の増額補正、教育費では各小・中学校における施設修繕箇所増に伴う学校施設管理経費の増額補正等であります。その他、債務負担行為については庁舎管理経費、通送業務委託経費等が設定されております。

採決に先立ち、職員給与の減額については原則反対ではあるが、今回、職員給与減額に係る条例改正を受けての人件費の整理がなされていることに対して賛成する旨の賛成討論があり、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

なお、可決にあたり、次の 2 点を指摘要望するものです。

1 点目、学校施設の修繕については、財源の確保に努められ、対処法的な修繕にとどまることなく、抜本的な解決を図られたい。なお、トイレ環境の改善については積極的に推進されたい。

2 点目、若木の家については、元々は議会の指摘を受けて社会教育施設への用途変更に最大限の努力をいただいたが、種々条件が整わず、最終的には、利用者の希望、経費等々を勘案され、現状でできうる限りの

判断をされたものと理解し、評価する。今後は、宿泊者をはじめとする利用者の安全管理に十分注意され、ファシリティマネジメントの観点から将来にわたる検討を図られたい。

次に、第 8 号議案 平成 25 年度馬路財産区特別会計補正予算及び第 9 号議案中野財産区特別会計補正予算は、ともに地域振興のための繰出金の増額であり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 10 号議案、市税外収入滞納金督促条例等の一部改正は、納税者等の負担を軽減する観点から地方税の延滞金の割合等の特例が見直しされたことに伴い、それに準じて定めている料金等の延滞金の割合等の特例について改正しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 12 号議案、亀岡市庁舎使用料条例の一部改正、第 13 号議案、亀岡市中央公民館使用条例の一部改正、第 14 号議案、亀岡市野外活動施設条例の一部改正、第 15 号議案、亀岡市社会体育施設条例の一部改正、第 19 号議案、亀岡市立文化センター条例の一部改正、第 21 号議案、ギャラリーかめおか条例の一部改正、第 22 号議案、亀岡市大井生涯学習センター条例の一部改正、第 23 号議案、亀岡会館条例の一部改正及び第 24 号議案、亀岡市交流会館条例の一部改正の 9 議案については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税率が引き上げられることから施設の使用料等について相当額を加算すること等の改正をしようとするものであります。

採決に先立ち、税法上、一般会計に属する部分は国に納めなくてもいいので値上げをする必要はないとの反対討論がありましたが、採決の結果は、賛成多数により、可決すべきものと決定しました。

次に、第３７号議案、亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定についてであります。

亀岡市制施行以降初めての市民からの直接請求によるものであり、他の議案とは切り離し、別日に集中審査をいたしました。

まず、審査にあたっては、参考人として本案の請求代表者の一人である池上素子氏、^{いけがみもとこ}小倉彩氏^{おぐらあや}に出席をいただき、意見を述べていただくとともに質疑を行いました。また、説明員として執行部職員も出席し、質疑を行いました。

本常任委員会で審査する前には、全員協議会が開催され、全議員が意見を述べる機会が設けられました。全員協議会で出された意見も踏まえて、委員会で慎重に審査いたしましたことを付け加えて報告するものです。

最初に、参考人が述べられた意見は、用地の無償提供を問うことのみが目的ではなく、情報を提供し、市民の意見を聴いてほしいということでありました。

次に、参考人に対する主な質疑は、参考人の意図するところと条例案に記載されている目的との整合性についてであり、

「第１条に書かれている目的では無償提供の可否しか問えず、参考人の思いを実現できるものではないのではないか。」また、「目的の真意は分かったが、署名の目的を変えるわけにはいかない。目的を変えるなら新たな署名を集めなければならないのではないか。」という委員からの質疑に対し、参考人からは「スタジアムは府の施設なので亀岡市民は用地取得にしか関わらず、わかりにくい内容になったが、こういう条例案でしか出せなかった。まずは情報提供を求めるものである。」という答弁がありました。

ＪＲ駅北用地の無償提供の可否を問うているが、他の場所ならいいの

かという質疑に対しては、「場所に関係ない。しかし、駅北なのでさらに不安になる。」と答弁がありました。

また、情報提供の程度についての委員からの質疑に対して、参考人からは市民の不安に対する解決策を示してもらえば市民は納得するという答弁がありました。

その他、署名活動をされるなかで聞かれた市民の声はどうであったかの質疑に対して反対、賛成それぞれの声があったことを答弁いただきました。

次に、執行部職員に対する質疑では、主に治水面、アユモドキの保護に関する質疑が委員からなされ、「当初から治水安全度を低下させないことが基本であり、最適な方法により不安を払しょくしていきたい。」「行政もアユモドキを保全したいと思っており、共生ゾーンの整備等、ソフト、ハード両面で保全方法を考えている。」との答弁がありました。

情報提供についてどのような努力をしてきたかという質疑に対しては、「開示できる情報は全て開示してきたが、府が決定していないことは公開できない。専門会議等の経過は情報提供しており、今後もしていきたい。」との答弁があり、また、治水、環境等の影響調査の結果を見てから場所は決めるべきではなかったのかという質疑に対しては、「場所を決定しなければ調査もできないし、経費もかけられない。今進めているところである。」という答弁がありました。

また、情報開示と広報とは意味が違うが、広報について考えていることがあるかという質疑に対して、「広報できるものはＨＰに載せており、台風１８号の影響はキラリ亀岡で特集して広報していきたい。」という答弁がなされました。

その後、議員間討議を行い、条例案第１条「目的」、第４条及び第８条の「投票期間」、第１１条「情報の提供」、第１６条「投票結果の尊重」に論点を絞り、議論を深めました。

採決に先立ち行われた討論では、
「市民に考えてもらう機会をつくるためにも賛成する。」
「住民の声を聴くことも情報公開も大切であり賛成する。」
とする賛成討論、また、反対討論では、
「無償提供は当初からの条件であった。」
「請求者の熱意は理解するが、それ以上に低迷する亀岡市に光を見出そうとする市民意見も大事である。争点である無償提供の是非は住民投票になじまない。」
「治水、アユモドキの問題等、スタジアムの建設を契機に大きく改善方向に進めている。明るいまちづくりのために建設を進めていきたい。」
「第３７号議案は市民に分かりにくい。請求者の本来の目的は情報公開と理解したが、住民投票の手法にはなじまない。市民にも混乱を招く。」
とする反対討論がなされました。

採決の結果、第３７号議案、住民投票に係る条例制定については、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の中で、多くの委員から、情報提供を求める声には理解が示されており、今後、市は市民の不安を払しょくするためにも、より積極的な情報提供に努められたい旨の意見があったことを、付け加えて報告するものです。

次に、本常任委員会に付託された請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号３番、「京都スタジアム（仮称）」建設推進に関する請願について、その趣旨は、京都府域の均衡ある発展と地域経済の活性化を促進し、地域に根差した新しいスポーツ文化の創造のため、京都府と緊密に連携した「京都スタジアム（仮称）」の早期建設を強力に推進することを

望むものであります。

まずは、請願の紹介議員である委員から趣旨説明を受けたのち、紹介議員に質疑を行いました。

採決に先立ち、建設推進は、インフラ整備や商業者、行政ともに潤う仕掛けをすることにより多くの経済効果を生み、それを税収増に結び付けることは、多くの施策の推進に繋がることであるとする賛成討論、また、治水、環境の面からスタジアム建設は再考すべきであるとの反対討論がなされました。

採決の結果は、賛成多数で採択とすべきものと決定しました。

以上、本委員会の報告といたします。

京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての

住民投票条例制定に係る議案を否決

常任委員会では、条例制定請求代表者2名の方を参考人として招き、意見を述べていただくとともに質疑を行いました。また、執行部からも付議した意見についての説明及び質疑を行ったのち、議員間で議論を深め、討論の後、採決しました。

《参考人への主な質疑》

問 本条例案では土地の無償提供の可否しか問えない。請求の主旨にはそぐわずわかりにくいのではない。

答 建設は府がするので市民は用地にしか関わらず、こういう形しかなかった。

問 JR駅北用地の無償提供を問うているが、他の場所ならいいのか。

答 場所は関係ない。しかし、駅北なのでさらに不安になる。

《執行部への主な質疑》

問 遊水地に建設することについての考えは。

答 治水面を低下させないことが基本。最適な方法により、不安を払しょくしていきたい。

問 アユモドキの保護についての考えは。

答 共生ゾーンの整備等ソフト、ハードの両面で保存方法を考えてる。

主な賛成討論

- ・市民に考えてもらう機会をつくるためにも賛成。
- ・市民の声を聴くことも情報公開も大切である。

主な反対討論

- ・請求者の本来の目的からすると住民投票の手法はなじまない。
- ・何に対して投票するのかわかりにくく、混乱を招く。
- ・治水、アユモドキの保全も建設を契機に進む。

【結果】

賛成少数で否決されました。なお、審査の中で情報提供を求める声には多くの委員から理解が示され、市には今後より一層の努力をされたいとする意見が出されました。

平成26年4月1日からの消費税

アップに伴う

関係条例の一部改正を可決

消費税が8%に引き上げられることから、各施設の使用料等について消費税等相当額加算の条例改正をするものです。税法上、一般会計に属するものは国に納税しないので値上げをしなくてもいいという反対討論がありました。採決の結果は、賛成多数で可決。

【改正する条例（所管分）】

- 亀岡市庁舎使用料条例
- 亀岡市中央公民館使用条例
- 亀岡市野外活動施設条例
- 亀岡市社会体育施設条例
- 亀岡市立文化センター条例
- ガレリアかめおか条例
- 亀岡市大井生涯学習センター条例
- 亀岡会館条例